

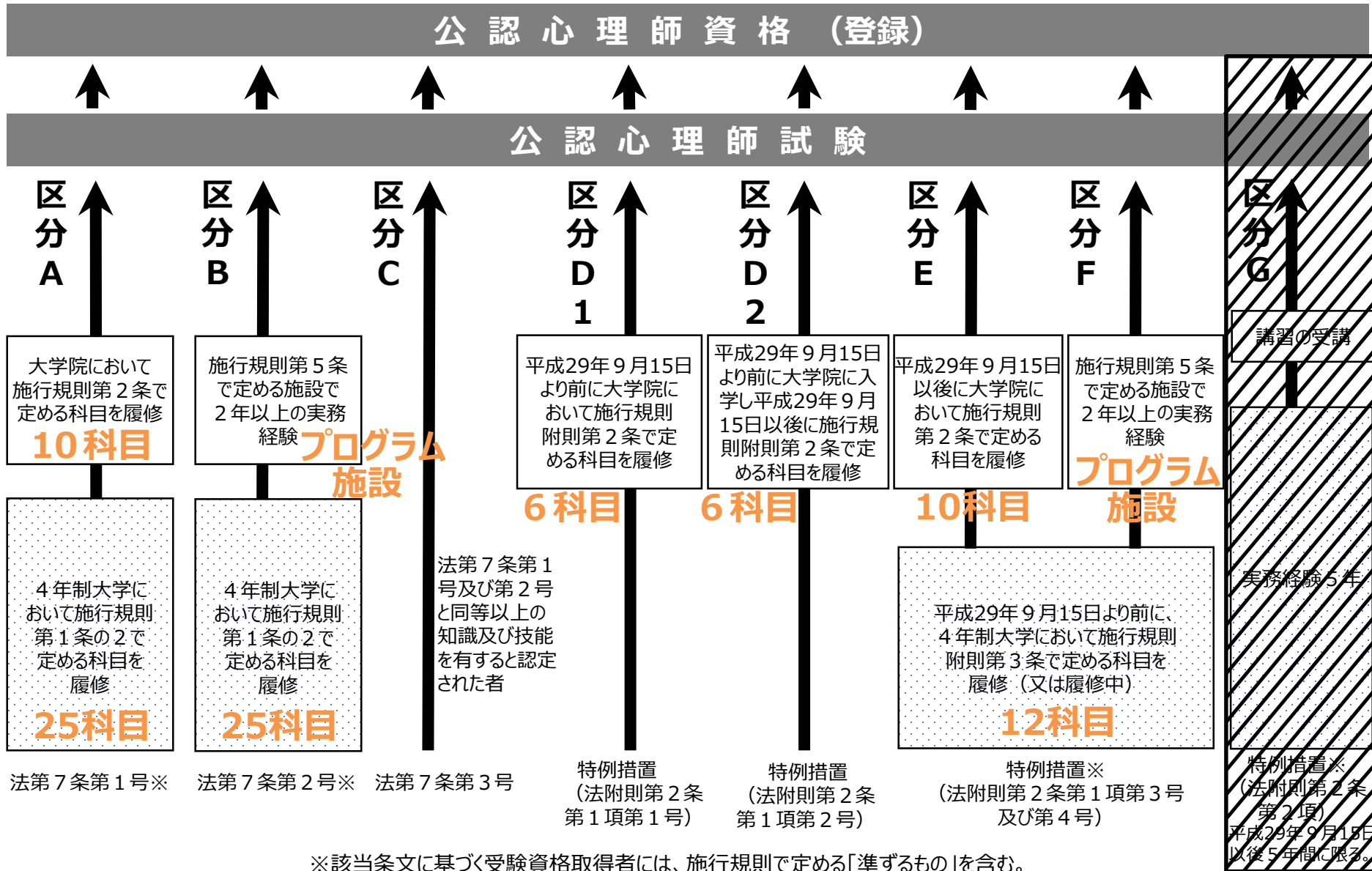
今後の公認心理師試験のスケジュール（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回～第7回試験のスケジュールを下表のとおり変更している。

	試験実施（予定）年月	備考
第1回公認心理師試験	平成30年（2018年） 9月9日（日曜日）	実施済み。 ※平成30年北海道胆振東部地震による追加試験は12月16日（日曜日）に実施。
第2回公認心理師試験	令和元年（2019年） 8月4日（日曜日）	実施済み。
第3回公認心理師試験	令和2年（2020年） 12月20日（日曜日）	法附則第2条第1項第3号及び第4号（ 区分E及びF ）に該当する方が受験できる最初の年。 令和2年3月末までの修了者が受験可能。 ※当初の実施予定は6月21日（日曜日）。
第4回公認心理師試験	令和3年（2021年） 9月19日（日曜日）	※当初の実施予定は5月頃。
第5回公認心理師試験	令和4年（2022年） 7月17日（日曜日）	実施済み。法附則第2条第2項（ 区分G：いわゆる現任者 ）に該当する方が受験できる最後の年。 現任者講習会を受講した上で、特例措置が有効である令和4年9月14日までに5年の実務経験を満たす見込みの方も受験可能となる予定。 ※当初の実施予定は4月頃。
第6回公認心理師試験	令和5年（2023年） 5月頃	※当初の実施予定は3月頃。
第7回公認心理師試験	令和6年（2024年） 3月頃	法第7条第1号及び第2号（ 区分A及びB ）に該当する方が受験できる最初の年。 この年以降は、毎年3月頃に試験を実施することとし、他の医療・福祉系の国家資格と同様に、同月の合格発表を経たうえで、4月からの勤務を可能とする。 令和6年3月末までの修了（見込）者が受験可能となる予定。 ※当初の実施予定は2月頃。

一・二・三か月前倒し

公認心理師の資格取得方法について



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

※区分Gでの受験については、第5回公認心理師試験(令和4年7月17日)で終了しました。